

平野地区まちづくり約束事

目的	まちづくり方策	まちづくりの内容等
・平野らしい静かな落ち着いた居住環境を形成する	まちづくり委員会による土地利用の確認	○将来の土地利用については、平野地区将来土地利用計画に基づき計画的に進める。
		○土地条例第10条に基づき、土地の売買や建築物の新築・増築及び農地の転用等に際し、市に届け出る場合には、地区の まちづくり委員会の同意 を得る。
		○農地を宅地に転換するにあたっては、周辺の土地の有効利用が出来なくなることはないように、周辺の農地や宅地の利用等に与える影響に十分配慮する。
	建築物の用途を誘導	<p>○既存宅地及び宅地化候補地内に建てることのできる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住宅 イ 2階建て以下の共同住宅 ウ 学校その他これらに類するもの エ 神社、寺院その他これらに類するもの オ 診療所 カ 農業用倉庫等の農業関連施設 キ 事務所、店舗、飲食店等 ク 作業所 ケ 上記のほかまちづくり委員会において承認を得たもの <p>○沿道活用地内に建てられない建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ホテル、旅館等 イ 遊戯関連施設 ウ 風俗関連施設 エ 上記のほかまちづくり委員会において地区内の施設として不適合と判断されたもの
建築物の高さの誘導	○建築物の高さの 最高限度は10m とする。(ただし、まちづくり委員会が良好な住環境を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りではない。)	
建築物の壁面の位置の誘導	○建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は、 道路境界線及び隣地境界線から、1.0m以上後退 させる。ただし、以下に掲げるものについては、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 別棟の車庫で延面積が25㎡以下で、かつ、高さが3m以下のもの イ 別棟の物置で延面積が6.6㎡以下で、かつ高さが3m以下のもの 	

目 的	まちづくり方策	ま ち づ く り の 内 容 等
<p>・平野らしい静かな落ち着いた居住環境を形成する</p>	<p>建築物の敷地面積の最低限度の誘導</p>	<p>○建築物の敷地面積の最低限度は200㎡とする。(ただし、まちづくり委員会が良好な住環境を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得なといと認めたものについては、この限りではない。)</p>
	<p>建築物や看板の形態の誘導</p>	<p>○建築物は、落ち着いた色彩とする。</p> <p>○敷地内の広告または看板は、自己及び公共の用に供するものに限定するとともに、周辺の景観に配慮した色彩・形態(高さ、大きさ等)・場所とする。</p>
	<p>垣や柵の生垣化及び住宅敷地内の緑化の推進</p>	<p>○地区内の緑化を推進するため、道路に面して垣又は柵を設ける場合は、コンクリート塀やブロック塀はできる限り設けないようにし、生垣や板塀又は1.5m以下の透視可能なフェンス等で植栽が施されたものとする。</p>
<p>・安全で快適な道路</p>	<p>必要な道路幅員の確保</p>	<p>○既存道路の拡幅すべき目標幅員を指定し、建築物の新築や改築に合わせて生活道路を整備する。</p>
<p>・水の活用をきっか</p>	<p>水質浄化対策の推進</p>	<p>○住宅等の新築及び改築にあたっては、できる限り合併処理浄化槽を設置する。</p>